

標準処理期間の未設定理由

番号 6

処 分 名	業務主任者の資格の認定
根 拠 法 令 名	松山市屋外広告物条例施行規則(平成12年規則第14号)
条 項	第29条第1項
所 管 課	都市デザイン課
【標準処理期間を未設定とした理由】 申請実績が稀であり、標準処理期間を設定する実益がないため。	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。